

NRS グループ 贈収賄防止基本方針

方針（宣言）

NRSグループは、「小さくともダイヤモンドの如く みんなの幸せを」の企業理念のもと、「NRSグループ企業倫理綱領」において「法令や社会的規範、社会的良識に基づいた企業活動」と、「商取引における取引先・関係先との健全で良好な関係」を掲げています。

当社グループは、この基本的な考えに基づいて、贈収賄防止に関する取組みを徹底し、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国の贈収賄法（UKBA）、中国の商業賄賂規制をはじめ、当社グループが事業を展開する各国・各地域の贈収賄を防止する法令・規制を遵守します。

この基本方針は、当社グループのすべての役員および従業員（社員・契約社員・顧問・嘱託・パート・アルバイト等、NRS グループ各社と雇用契約を締結している者および労働派遣契約に基づく派遣社員）に適用されます。

1.贈収賄の禁止

NRSグループは、以下の行為を行いません。

①贈賄

国内外を問わず、公務員等（※1）に対し、その職務行為に影響を与えるために、直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為に従業員等や取引先が行うことを承認すること

②収賄

国内外を問わず、自己または第三者の利益を図ることを目的として、事実上の便益を提供する対価としての金銭その他の利益を要求し、収受を約束し、または収受をすること

（※1）「公務員等」とは、以下に該当する者をいいます。

- ① 日本・外国の政府または地方公共団体（以下「政府」）の公務に従事する者
- ② 政府関係機関の事務に従事する者
- ③ 国内外の法令により、公務員と同様の扱いを受ける法人の役員・従業員
- ④ 国際機関の公務に従事する者
- ⑤ 政府、国際機関から権限の委任を受けてその事務を行っている者
- ⑥ 政党の役職員
- ⑦ 公職の候補者
- ⑧ その他、上記①～⑦に準じる者

2.公務員等以外の取引先への接待等

公務員等に該当しない取引先またはその役職員等への接待・贈答等は、各国法を遵守し、社会通念

上妥当な範囲で行います。

3. 贈収賄防止体制の整備

NRS グループは、内部統制・法務・リスク管理部を贈収賄防止体制整備の主管部署と定め、取組の徹底および内部通報窓口の公平かつ公正な運用により、贈収賄行為を防止するための組織体制を維持・運営します。

4. NRS グループ企業倫理綱領の理解と遵守

NRS グループは、「NRS グループ企業倫理綱領」において、贈収賄防止を含めたコンプライアンス遵守の行動基準を示し、ホームページへ掲載および NRS グループの役員および従業員全てに周知徹底させ、理解・遵守を求めます。

5. 監査及び制度の見直し

NRS グループは、定期的な監査により、贈収賄防止体制を評価し、継続的に見直し、改善を行います。

6. 取引内容の記録及び保管

NRS グループは、贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、あらゆる支出について、事実に基づき正確かつ適切に会計帳簿等に記録し、保管します。

7. 贈収賄行為に対する措置

NRS グループは、贈収賄に関する懸念事項の存在を認識した場合には、適切かつ必要な調査を実施し、贈収賄の事実が明らかになったときは、就業規則等社内規程に基づき適正かつ厳格な措置を講じます。

2023 年 10 月 1 日 制定
代表取締役社長 田中弘人